

平成25年2月定例会

**和歌山県議会議案**  
(平成25年度予算)

## 目 次

議案第1号	平成25年度和歌山県一般会計予算	1
議案第2号	平成25年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算	21
議案第3号	平成25年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算	25
議案第4号	平成25年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算	29
議案第5号	平成25年度和歌山県修学奨励金特別会計予算	33
議案第6号	平成25年度和歌山県職員住宅特別会計予算	37
議案第7号	平成25年度和歌山県営競輪事業特別会計予算	41
議案第8号	平成25年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算	45
議案第9号	平成25年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算	49
議案第10号	平成25年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算	55
議案第11号	平成25年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算	59
議案第12号	平成25年度和歌山県用地取得事業特別会計予算	63
議案第13号	平成25年度和歌山県公債管理特別会計予算	67
議案第14号	平成25年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算	71
議案第15号	平成25年度和歌山県工業用水道事業会計予算	75
議案第16号	平成25年度和歌山県土地造成事業会計予算	77

平成25年度和歌山県一般会計予算

平成25年度和歌山県の一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ567,227,888千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 県	税	78,827,000 <sup>千円</sup>
	1 県民税	32,259,000
	2 事業税	11,998,000
	3 地方消費税	12,938,000
	4 不動産取得税	1,585,000
	5 県たばこ税	1,277,000
	6 ゴルフ場利用税	420,000
	7 自動車取得税	1,354,000
	8 軽油引取税	5,572,000
	9 自動車税	11,387,000
	10 鉱区税	200
	11 狩猟税	36,700
	12 旧法による税	100
2 地方消費税清算金		16,480,000
	1 地方消費税清算金	16,480,000
3 地方譲与税		14,707,000
	1 地方法人特別譲与税	12,551,000
	2 地方揮発油譲与税	2,035,000
	3 石油ガス譲与税	118,000
	4 航空機燃料譲与税	3,000
4 地方特例交付金		320,861
	1 地方特例交付金	320,861
5 地方交付税		160,100,000
	1 地方交付税	160,100,000
6 交通安全対策特別交付金		327,000
	1 交通安全対策特別交付金	327,000
7 分担金及び負担金		940,256
	1 分担金	15,005
	2 負担金	925,251

款	項	金額
8 使用料及び手数料		3,926,274 <small>千円</small>
	1 使用料	2,336,288
	2 手数料	1,589,986
9 国庫支出金		84,219,323
	1 国庫負担金	40,413,619
	2 国庫補助金	42,415,574
	3 委託金	1,390,130
10 財産収入		816,268
	1 財産運用収入	493,848
	2 財産売却収入	322,420
11 寄附金		121,351
	1 寄附金	121,351
12 繰入金		15,626,586
	1 特別会計繰入金	545,404
	2 基金繰入金	15,081,182
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		103,187,368
	1 延滞金、加算金及び過料等	351,024
	2 県預金利子	1,088
	3 貸付金元利収入	96,334,190
	4 収益事業収入	3,607,027
	5 受託事業収入	870,600
	6 利子割精算金収入	1,974
	7 雑収入	2,021,465
15 県債		87,628,600
	1 県債	87,628,600
歳入	合計	567,227,888

(歳 出)		
款	項	金 額
1 議 会 費		1,223,821 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	1,223,821
2 総 務 費		31,889,437
	1 総 務 管 理 費	17,092,881
	2 企 画 費	5,806,925
	3 徴 税 費	3,931,096
	4 市 町 村 振 興 費	1,027,131
	5 選 挙 費	717,324
	6 防 災 費	2,034,065
	7 統 計 調 査 費	317,301
	8 人 事 委 員 会 費	127,542
	9 監 査 委 員 費	190,533
	10 青 少 年 女 性 政 策 費	505,404
	11 自 然 保 護 費	139,235
3 民 生 費		66,344,957
	1 社 会 福 祉 費	50,633,794
	2 児 童 福 祉 費	11,781,813
	3 生 活 保 護 費	3,882,264
	4 災 害 救 助 費	47,086
4 衛 生 費		12,918,811
	1 公 衆 衛 生 費	3,518,283
	2 環 境 衛 生 費	369,342
	3 保 健 所 費	1,464,370
	4 医 薬 費	5,908,254
	5 環 境 対 策 費	1,658,562
5 労 働 費		3,051,695
	1 労 政 費	2,263,102
	2 職 業 訓 練 費	680,791
	3 労 働 委 員 会 費	107,802
6 農 林 水 産 業 費		22,568,940
	1 農 業 費	5,374,547

款	項	金額
	2 畜産業費	361,017
	3 農地業費	5,097,762
	4 林業費	6,491,791
	5 水産業費	3,732,042
	6 試験研究費	1,511,781
7 商工費		100,254,138
	1 商業費	95,748,424
	2 工業費	3,635,037
	3 観光費	870,677
8 土木費		79,923,611
	1 土木管理費	3,871,837
	2 道路橋りょう費	42,825,978
	3 河川海岸費	21,161,335
	4 港湾費	6,386,902
	5 都市計画費	3,700,119
	6 住宅費	1,977,440
9 警察費		27,850,840
	1 警察管理費	25,079,552
	2 警察活動費	2,771,288
10 教育費		111,690,410
	1 教育総務費	18,105,952
	2 小学校費	32,789,400
	3 中学校費	19,268,391
	4 高等学校費	21,133,933
	5 特別支援学校費	10,149,062
	6 社会教育費	1,986,417
	7 保健体育費	3,330,451
	8 大学費	4,926,804
11 災害復旧費		13,411,323
	1 農林水産施設災害復旧費	2,160,236
	2 土木施設災害復旧費	11,251,087
12 公債費		73,301,393

款	項	金額
	1 公 債 費	73,301,393 <sup>千円</sup>
13 諸 支 出 金		22,598,512
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,221,000
	2 利 子 割 交 付 金	446,179
	3 地 方 消 費 税 交 付 金	8,281,000
	4 ゴ ル プ 場 利 用 税 交 付 金	294,000
	5 自 動 車 取 得 税 交 付 金	900,410
	6 利 子 割 精 算 金	919
	7 配 当 割 交 付 金	387,288
	8 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	67,716
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	567,227,888



第2表 債務負担行為			
事 項	期 間	限 度	額
1 平成25年度自動車税納税通知書等封入封かん委託	自 平成25年度 至 平成26年度	(2年)	千円 6,864
2 平成25年度住民基本台帳ネットワークシステム代表端末等賃借料	自 平成25年度 至 平成30年度	(6年)	36,001
3 平成25年度総合防災情報システム運営	自 平成26年度 至 平成31年度	(6年)	867,103
4 平成25年度地震・津波観測情報の収集強化	自 平成26年度 至 平成30年度	(5年)	13,464
5 平成25年度消防救急デジタル無線整備	自 平成25年度 至 平成27年度	(3年)	6,747,427
6 平成25年度コンピュータ運営電子計算組織賃借	自 平成26年度 至 平成29年度	(4年)	545,832
7 平成25年度移動時情報交換システム運用	自 平成26年度 至 平成29年度	(4年)	3,557
8 平成25年度大容量ファイル送受信システム運用	自 平成26年度 至 平成29年度	(4年)	15,960
9 平成25年度行政事務用パソコン賃借	自 平成26年度 至 平成30年度	(5年)	233,616
10 平成25年度仙溪学園改築整備	自 平成25年度 至 平成26年度	(2年)	491,192
11 平成25年度緊急雇用創出事業臨時特例基金活用	平成26年度	(1年)	600,000
12 平成25年度県営ため池等整備(大谷池地区)工事	平成26年度	(1年)	46,500
13 平成25年度県営ため池等整備(与根子池地区)工事	平成26年度	(1年)	40,000
14 平成25年度中山間総合農地防災(北吉田地区)ため池改修工事	平成26年度	(1年)	65,970
15 平成25年度防災ダム(小匠地区)道路工事	平成26年度	(1年)	130,000
16 平成25年度防災ダム(小匠地区)管理設備工事	平成26年度	(1年)	450,000

事 項	期 間	限 度 額
17 平成25年度公益財団法人和歌山県農業公社事業融資損失補償	資金貸付の日から全国農地保有合理化協会及び県信連が補償の履行を指定した日まで	全国農地保有合理化協会及び県信連からの150,000千円を限度額とする融資のうち弁済できなかった元利金額(延滞金及び違約金を含む)
18 平成25年度農業経営負担軽減支援資金融資	自 平成25年度 至 平成41年度 (17年)	融資総額100,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額
19 平成25年度農業近代化資金利子補給	自 平成25年度 至 平成46年度 (22年)	融資総額1,800,000千円を限度として年1.25%以内で計算した額
20 平成25年度生活営農資金融資利子補給	自 平成25年度 至 平成41年度 (17年)	融資総額600,000千円を限度として年0.5%以内で計算した額
21 平成25年度漁業金融制度資金利子補給	自 平成25年度 至 平成45年度 (21年)	融資総額500,000千円を限度として年1.425%以内で計算した額
22 平成25年度和歌山県漁協等再建支援利子補給	自 平成25年度 至 平成34年度 (10年)	漁協経営改革支援資金の融資総額300,000千円を限度として年2.95%で計算した額の2分の1の額
23 平成25年度紀の里地区(仮称横谷トンネル)県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	400,000
24 平成25年度紀の里地区粉河工区県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	90,000
25 平成25年度紀の川左岸地区橋本工区市道切替区間県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	50,000
26 平成25年度紀の川左岸地区(仮称九度山2号橋)県営農道整備工事	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)	1,100,000
27 平成25年度紀の川左岸地区かつらぎ工区寺尾県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	40,000
28 平成25年度紀の川左岸地区かつらぎ工区(仮称1-4号橋)県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	40,000
29 平成25年度紀の川左岸地区かつらぎ工区教良寺県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	65,000
30 平成25年度紀の川左岸地区かつらぎ工区(仮称1-1号橋)県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	150,000
31 平成25年度紀の川左岸地区かつらぎ工区(仮称3-2号橋)県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	300,000
32 平成25年度紀の川左岸地区かつらぎ西浜田東工区間県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	50,000

事 項	期 間	限 度 額
33 平成25年度紀の川左岸地区かつらぎ西淀田西工区間県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	94,000 <sup>千円</sup>
34 平成25年度山畑地区(仮称山畑2号橋)進入路県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	70,000
35 平成25年度鳥屋城2期地区(仮称鳥屋城1号橋)県営農道整備工事	平成26年度 (1年)	150,000
36 平成25年度中小企業短期決済資金融資損失補償	自 平成25年度 至 平成28年度 (4年)	融資総額2,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利息の30%の2分の1以内で計算した額
37 平成25年度中小企業経営支援資金融資損失補償	自 平成25年度 至 平成39年度 (15年)	融資総額30,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利息の30%の2分の1以内で計算した額
38 平成25年度中小企業小企業応援資金融資損失補償	自 平成25年度 至 平成39年度 (15年)	融資総額3,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利息の30%の2分の1以内で計算した額
39 平成25年度中小企業新規開業資金融資損失補償	自 平成25年度 至 平成39年度 (15年)	融資総額1,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利息の30%の2分の1以内で計算した額
40 平成25年度中小企業資金繰り安定資金融資損失補償	自 平成25年度 至 平成39年度 (15年)	融資総額46,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利息の30%の2分の1以内で計算した額
41 平成25年度中小企業成長サポート資金融資損失補償	自 平成25年度 至 平成39年度 (15年)	融資総額500,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利息の30%の2分の1以内で計算した額
42 平成25年度中小企業安全・安心推進資金融資損失補償	自 平成25年度 至 平成39年度 (15年)	融資総額3,500,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利息の30%の2分の1以内で計算した額
43 平成25年度中小企業災害復旧対策資金融資損失補償	自 平成25年度 至 平成39年度 (15年)	融資総額1,000,000千円を限度として和歌山県信用保証協会が代位弁済した元利息の30%の4分の3以内で計算した額
44 平成25年度県道岩出海南線道路保全(交通安全)工事	平成26年度 (1年)	110,000
45 平成25年度県道和歌山野上線道路保全(無電柱化)工事	平成26年度 (1年)	100,000
46 平成25年度県道新和歌浦梅原線道路保全(無電柱化)工事	平成26年度 (1年)	150,000
47 平成25年度県道文里湊線道路保全(無電柱化)工事	平成26年度 (1年)	80,000

事 項	期 間	限 度	額
48 平成25年度国道311号道路保全 (氏山橋橋梁耐震補強) 工事	平成26年度 (1年)		130,000
49 平成25年度国道425号道路保全 (龍和橋橋梁耐震補強) 工事	平成26年度 (1年)		130,000
50 平成25年度国道311号道路保全 (トンネル設備) 工事	平成26年度 (1年)		200,000
51 平成25年度国道371号道路保全 (トンネル設備) 工事	平成26年度 (1年)		60,000
52 平成25年度国道424号道路保全 (トンネル設備) 工事	平成26年度 (1年)		60,000
53 平成25年度国道480号道路保全 (トンネル設備) 工事	平成26年度 (1年)		50,000
54 平成25年度県道岩出海南線道路保 全(トンネル設備) 工事	平成26年度 (1年)		60,000
55 平成25年度県道岬加太港線道路保 全(トンネル設備) 工事	平成26年度 (1年)		50,000
56 平成25年度県道龍神中辺路線道路 保全(トンネル設備) 工事	平成26年度 (1年)		90,000
57 平成25年度県道すさみ古座線道路 保全(トンネル設備) 工事	平成26年度 (1年)		100,000
58 平成25年度国道169号宮井橋 (仮称宮井橋) 道路改良工事	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)		1,400,000
59 平成25年度国道169号竹原拡幅 (仮称宮の谷橋) 道路改良工事	平成26年度 (1年)		100,000
60 平成25年度国道370号阪井バイ パス(仮称龍部橋) 道路改良工事	平成26年度 (1年)		300,000
61 平成25年度国道370号阪井バイ パス(道路工) 道路改良工事	平成26年度 (1年)		250,000
62 平成25年度国道370号木津バイ パス(道路工) 道路改良工事	平成26年度 (1年)		100,000
63 平成25年度国道370号木津バイ パス用地移転補償	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)		150,000
64 平成25年度国道370号小畑~動 木工区(仮称動木1号橋) 道路改 良工事	平成26年度 (1年)		250,000
65 平成25年度国道370号小畑~動 木工区(道路工) 道路改良工事	平成26年度 (1年)		870,000

事 項	期 間	限 度	額
66 平成25年度国道370号美里2バイパス(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)		100,000
67 平成25年度国道370号花坂拡幅(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)		250,000
68 平成25年度国道370号椎出工区(仮称新赤瀬橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)		200,000
69 平成25年度国道371号橋本バイパス(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)		500,000
70 平成25年度国道371号龍神殿原工区(仮称宮ノ谷5号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)		100,000
71 平成25年度国道371号龍神殿原工区(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)		250,000
72 平成25年度国道371号中辺路町工区(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)		100,000
73 平成25年度国道424号西ヶ峯～上谷拡幅(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)		150,000
74 平成25年度国道424号清川工区(仮称清川1号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)		300,000
75 平成25年度国道424号清川工区(仮称清川2号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)		300,000
76 平成25年度国道424号清川工区(仮称清川4号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)		300,000
77 平成25年度国道424号清川工区(仮称清川5号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)		300,000
78 平成25年度国道424号清川工区(仮称清川トンネル)道路改良工事	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)		1,200,000
79 平成25年度国道425号川又工区(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)		50,000
80 平成25年度国道425号田辺市工区(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)		70,000
81 平成25年度国道480号花坂～大門拡幅(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)		740,000
82 平成25年度国道480号高野山道路(仮称1号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)		320,000
83 平成25年度国道480号高野山道路(仮称2号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)		120,000

事- 項	期 間	限 度 額
84 平成25年度国道480号高野山道路(仮称4号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)	70,000 <sup>千円</sup>
85 平成25年度国道480号高野山道路(仮称4号トンネル)道路改良工事	平成26年度 (1年)	690,000
86 平成25年度国道480号高野山道路(トンネル照明・防災設備)道路改良工事	平成26年度 (1年)	270,000
87 平成25年度国道480号高野山道路(道路工)道路改良工事	平成26年度 (1年)	1,060,000
88 平成25年度国道480号押手拡幅(仮称杉野原板尾トンネル)道路改良工事	平成26年度 (1年)	450,000
89 平成25年度県道和歌山橋本線(仮称2号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)	100,000
90 平成25年度県道那賀かつらぎ線(仮称JR跨線橋)道路改良工事	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)	600,000
91 平成25年度県道和歌山橋本線(仮称新遠方橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)	200,000
92 平成25年度県道垣内貴志川線(仮称愛宕橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)	90,000
93 平成25年度県道泉佐野岩出線(仮称岩出橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)	800,000
94 平成25年度県道秋月海南線(仮称静火大橋)道路改良工事	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)	1,700,000
95 平成25年度県道海南金屋線(仮称3号橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)	130,000
96 平成25年度県道吉備金屋線(仮称国道高架橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)	320,000
97 平成25年度県道御坊湯浅線(仮称衣奈トンネル)道路改良工事	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)	1,200,000
98 平成25年度県道白浜温泉線(仮称新富田橋)道路改良工事	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)	1,000,000
99 平成25年度県道白浜温泉線(仮称安久川高架橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)	400,000
100 平成25年度県道白浜温泉線(仮称才野ランプ橋)道路改良工事	平成26年度 (1年)	150,000

事	項	期	間	限	度	額
101	平成25年度県道白浜温泉線（仮称才野跨道橋）道路改良工事	平成26年度	（1年）			50,000
102	平成25年度県道白浜温泉線（仮称権現平トンネル）道路改良工事	自 平成26年度 至 平成27年度	（2年）			1,400,000
103	平成25年度県道白浜温泉線道路改良工事	平成26年度	（1年）			200,000
104	平成25年度県道芳養清川線道路改良工事	平成26年度	（1年）			80,000
105	平成25年度県道市鹿野鮎川線（仮称内ノ井3号橋）半島振興道路整備工事	平成26年度	（1年）			100,000
106	平成25年度県道那智勝浦古座川線（仮称中崎トンネル）道路改良工事	自 平成26年度 至 平成27年度	（2年）			2,000,000
107	平成25年度県道上富田すさみ線道路改良工事	平成26年度	（1年）			70,000
108	平成25年度都市計画道路西脇山口線道路改良工事	平成26年度	（1年）			50,000
109	平成25年度都市計画道路黒江築地線（城山トンネル）道路改良工事	平成26年度	（1年）			900,000
110	平成25年度都市計画道路元町新庄線道路改良工事	平成26年度	（1年）			70,000
111	平成25年度県道粉河加太線（田屋工区）用地物件移転補償	自 平成26年度 至 平成27年度	（2年）			150,000
112	平成25年度切目川河川総合開発付替町道工事	平成26年度	（1年）			50,000
113	平成25年度切目川河川総合開発ダム管理設備工事	平成26年度	（1年）			270,000
114	平成25年度日高川災害復旧助成	平成26年度	（1年）			100,000
115	平成25年度太田川災害復旧助成	平成26年度	（1年）			100,000
116	平成25年度和田川河川整備	平成26年度	（1年）			100,000
117	平成25年度公営住宅建設（川永団地）工事	自 平成26年度 至 平成27年度	（2年）			2,436,980
118	平成25年度南紀白浜空港化学消防車購入	自 平成25年度 至 平成26年度	（2年）			204,750

事 項	期 間	限 度	額
119 平成25年度南紀白浜空港警備業務	自 平成25年度 至 平成26年度	(2年)	40,118
120 平成25年度紀州ネット端末等リース	自 平成26年度 至 平成30年度	(5年)	330,147
121 平成25年度田辺警察署庁舎新築	自 平成26年度 至 平成27年度	(2年)	2,380,400
122 平成25年度串本警察署代替指揮所新築	平成26年度	(1年)	167,061
123 平成25年度交通警察事務委託	自 平成25年度 至 平成26年度	(2年)	98,237
124 平成25年度運転免許関係講習業務	自 平成25年度 至 平成26年度	(2年)	112,995
125 平成25年度画像鮮明化処理システム等リース	自 平成26年度 至 平成30年度	(5年)	41,987
126 平成25年度通信指令システムリース	自 平成26年度 至 平成30年度	(5年)	765,581
127 平成25年度放置駐車車両確認事務委託	平成26年度	(1年)	30,592
128 平成25年度運転免許関係機器リース	自 平成26年度 至 平成32年度	(7年)	196,211
129 平成25年度携帯端末リース	自 平成26年度 至 平成30年度	(5年)	5,385
130 平成25年度リモートアクセス機器等リース	自 平成26年度 至 平成30年度	(5年)	36,062
131 平成25年度大規模改造(田辺高校体育館・生徒集会室棟)	平成26年度	(1年)	359,838
132 平成25年度校舎等増改築(和歌山西北再編整備(複合施設新築他))	平成26年度	(1年)	853,480
133 平成25年度新設特別支援学校整備(プール新築他)	平成26年度	(1年)	202,279
134 平成25年度教育ネットワークセンター通信機器賃借料	自 平成26年度 至 平成31年度	(6年)	65,507



事	項	期	間	限	度	額
135	平成25年度教育ネットワークサーバ使用料	平成26年度	(1年)			15,124
136	平成25年度情報教育環境整備	自 平成26年度 至 平成30年度	(5年)			299,400
137	平成25年度県立図書館コンピューターシステム賃借料	自 平成26年度 至 平成30年度	(5年)			88,453
138	平成25年度新ディンギーハウス (仮称) 新築工事	平成26年度	(1年)			240,000
139	平成25年度旧県会議事堂保存整備	平成26年度	(1年)			658,744
140	平成25年度土木施設災害復旧	平成26年度	(1年)			1,400,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共港湾事業	千円 2,050,900	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共河川事業	1,898,900	以下同上	以下同上	以下同上
公共海岸事業	711,700			
公共農業農村事業	1,009,400			
公共災害関連事業	4,085,100			
公共治山事業	301,900			
公共治水事業	2,336,000			
公共水産基盤事業	610,300			
公共都市計画事業	348,600			
公共道路事業	14,566,700			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共空港事業	千円 4,400	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
公共砂防事業	603,000	以下同上	以下同上	以下同上
公営住宅建設事業	362,600			
過年補助災害復旧 事業	1,574,200			
現年補助災害復旧 事業	1,668,700			
単独災害復旧事業	146,000			
施設整備事業	491,000			
半島振興道路整備 事業	944,500			
学校施設整備事業	867,300			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警察施設整備事業	千円 202,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
アスベスト対策	13,500	以下同上	以下同上	以下同上
自然公園等施設整備	14,100			
地方道路等整備事業	3,694,700			
都市再生事業	69,400			
地域活性化事業	430,000			
合併特例事業	2,227,000			
防災対策事業	105,500			
行政改革推進	4,000,000			
公立大学法人和歌 山県立医科大学貸 付金	691,200			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策	千円 36,000,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他  (2)借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。  (3)借入方法 普通貸借又 は債券発行	% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えす ることができる。
退職手当	5,600,000	同上	同上	同上



議案第2号

平成25年度和歌山県農林水産振興資金特別会計予算

平成25年度和歌山県の農林水産振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ754,636千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 繰入金		31,701 <sup>千円</sup>
	1 一般会計繰入金	31,701
2 繰越金		144,383
	1 繰越金	144,383
3 諸収入		520,617
	1 県預金利子	5
	2 貸付金元利収入	379,363
	3 雑収入	141,249
4 県債		57,935
	1 県債	57,935
歳入	合計	754,636



(歲 出)		
款	項	金 額
1 農 林 水 產 業 費		754,636 <sup>千円</sup>
	1 農 業 費	129,387
	2 林 業 費	522,836
	3 水 產 業 費	102,413
歲 出	合 計	754,636

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
就農支援資金貸付金	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">57,935</p>	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">0</p>	<p>青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第19条の規定による融資条件に従うものとする。</p>

議案第 3 号

平成 25 年度和歌山県中小企業振興資金特別会計予算

平成 25 年度和歌山県の中小企業振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 614,828 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 繰越金		14,185 <sup>千円</sup>
	1 繰越金	14,185
2 諸収入		600,643
	1 県預金利息	212
	2 貸付金元利収入	600,131
	3 雑収入	300
歳入	合計	614,828

(歲 出)		
款	項	金 額
1 商 工 費		614,828 <sup>千円</sup>
	1 中 小 企 業 振 興 資 金 助 成 費	614,828
歲 出	合 計	614,828



議案第4号

平成25年度和歌山県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成25年度和歌山県の母子寡婦福祉資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,054千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 繰入金		10,000 <sup>千円</sup>
	1 一般会計繰入金	10,000
2 繰越金		3,703
	1 繰越金	3,703
3 諸収入		88,351
	1 県預金利息	12
	2 貸付金元利収入	88,332
	3 雑収入	7
4 県債		20,000
	1 県債	20,000
歳入	合計	122,054



(歲 出)		
款	項	金 額
1 民 生 費		122,054 <sup>千円</sup>
	1 母 子 寡 婦 福 祉 費	122,054
歲 出	合 計	122,054

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
母子寡婦福祉資金貸付金	千円 20,000	<p>政府から借入れるものとし、この借入方法、その他一切の事項は、母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の定める融資条件に従うものとする。</p> <p>ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。</p>	% 0	母子及び寡婦福祉法第37条第2項、第4項又は第6項の規定による融資条件に従うものとする。

議案第5号

## 平成25年度和歌山県修学奨励金特別会計予算

平成25年度和歌山県の修学奨励金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ288,144千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 繰入金		39,499 <small>千円</small>
	1 一般会計繰入金	39,499
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		248,644
	1 貸付金元利収入	181,320
	2 雑収入	67,324
歳入	合計	288,144

(歳 出)		
款	項	金 額
1 教 育 費		288,144 <sup>千円</sup>
	1 教 育 総 務 費	288,144
歳 出	合 計	288,144



議案第6号

## 平成25年度和歌山県職員住宅特別会計予算

平成25年度和歌山県の職員住宅特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ214,426千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 財産収入		214,362 <small>千円</small>
	1 財産運用収入	214,362
2 諸収入		64
	1 県預金利子	64
歳入	合計	214,426



(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		214,426 <small>千円</small>
	1 職 員 住 宅 管 理 費	214,426
歳 出 合 計		214,426



議案第7号

## 平成25年度和歌山県営競輪事業特別会計予算

平成25年度和歌山県の県営競輪事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,106,238千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 収益事業収入		11,560,298 <sup>千円</sup>
	1 収益事業収入	11,560,298
2 使用料及び手数料		347,700
	1 使用料	347,700
3 財産収入		4,068
	1 財産運用収入	4,067
	2 財産売却収入	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		87,281
	1 県預金利子	1
	2 雑収入	87,280
6 繰入金		106,890
	1 基金繰入金	106,890
歳入	合計	12,106,238

(歳 出)		
款	項	金 額
1 県 営 競 輪 特 別 事 業 費		12,105,238 <sup>千円</sup>
	1 競 輪 事 業 費	12,105,238
2 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	12,106,238



議案第 8 号

平成 25 年度和歌山県営港湾施設管理特別会計予算

平成 25 年度和歌山県の県営港湾施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 714,239 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

平成 25 年 2 月 20 日 提出

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 使用料及び手数料		495,605 <sup>千円</sup>
	1 使用料	495,605
2 財産収入		748
	1 財産運用収入	747
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		214,558
	1 一般会計繰入金	214,558
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		3,327
	1 延滞金、加算金及び過料等	1
	2 県預金利子	1
	3 雑入	3,325
歳入	合計	714,239



(歲 出)		
款	項	金 額
1 港 灣 施 設 管 理 費		714,239 <sup>千円</sup>
	1 港 灣 施 設 管 理 費	714,239
歲 出	合 計	714,239



議案第9号

平成25年度和歌山県流域下水道事業特別会計予算

平成25年度和歌山県の流域下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,095,698千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 分担金及び負担金		334,294 <sup>千円</sup>
	1 負担金	334,294
2 使用料及び手数料		81
	1 使用料	81
3 国庫支出金		953,000
	1 国庫補助金	953,000
4 繰入金		818,117
	1 一般会計繰入金	818,117
5 諸収入		693,006
	1 雑収入	693,006
6 県債		297,200
	1 県債	297,200
歳入	合計	3,095,698

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		3,095,698 <sup>千円</sup>
	1 下 水 道 事 業 費	3,095,698
歳 出	合 計	3,095,698

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
1 平成25年度伊都浄化センター施設整備工事 水処理施設6池 機械・電気設備	平成26年度 (1年)		360,000 <sup>千円</sup>
2 平成25年度伊都浄化センター施設整備工事 水処理施設7池 土木・建築	平成26年度 (1年)		500,000
3 平成25年度那賀処理区幹線管渠工事 桃山幹線	自 平成26年度 至 平成27年度 (2年)		750,000
4 平成25年度那賀浄化センター施設整備工事 水処理施設3池 機械・電気設備	平成26年度 (1年)		520,000
5 平成25年度那賀浄化センター施設整備工事 送風機棟 電気設備	平成26年度 (1年)		229,000

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
紀の川流域下水道事業	千円 100,000	(1) 借入先 政府、銀行 又はその他  (2) 借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することがで きる。  (3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行	%  5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)	公的資金につ いては、その融通条 件により、銀行そ 他の場合にはそ の債権者と協定す るものとする。 ただし、県財政 の都合により、年 限変更、繰上償還 又は低利借換えず ることができる。
紀の川中流流域下 水道事業	197,200	同上	同上	同上





議案第10号

平成25年度和歌山県市町村振興資金特別会計予算

平成25年度和歌山県の市町村振興資金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,461,765千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 繰越金		432,390
	1 繰越金	432,390
2 諸収入		1,029,375
	1 県預金利子	1
	2 貸付金元利収入	1,029,374
歳入	合計	1,461,765

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		1,461,765 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 振 興 費	1,461,765
歳 出	合 計	1,461,765



議案第11号

## 平成25年度和歌山県自動車税等証紙特別会計予算

平成25年度和歌山県の自動車税等証紙特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,825,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 証紙収入		1,824,999 <sup>千円</sup>
	1 証紙収入	1,824,999
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳入	合計	1,825,000

(歳 出)		
款	項	金 額
1 総 務 費		1,825,000 <sup>千円</sup>
	1 繰 出 金	1,825,000
歳 出	合 計	1,825,000





議案第12号

平成25年度和歌山県用地取得事業特別会計予算

平成25年度和歌山県の用地取得事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,020,861千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1. 財産収入		1,771,271 <sup>千円</sup>
	1 財産売却収入	1,771,271
2 繰入金		2,038
	1 一般会計繰入金	2,038
3 諸収入		162,852
	1 貸付金元利収入	162,852
4 県債		84,700
	1 県債	84,700
歳入	合計	2,020,861

(歳 出)		
款	項	金 額
1 土 木 費		1,693,872 <sup>千円</sup>
	1 土木管理用地取得事業費	162,852
	2 道路橋りよう用地取得事業費	1,531,020
2 警 察 費		326,989
	1 警察管理用地取得事業費	326,989
歳 出	合 計	2,020,861

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
新宮警察署用地先行取得事業	千円 84,700	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p>% 5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとし る。ただし、 県財政の都合 により、年限 変更、繰上償 還又は低利借 換えすることが できる。</p>

議案第13号

## 平成25年度和歌山県公債管理特別会計予算

平成25年度和歌山県の公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,702,245千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

第1表 歳入歳出予算 (歳入)		
款	項	金額
1 財産収入		1,241 <sup>千円</sup>
	1 財産運用収入	1,241
2 繰入金		76,227,404
	1 一般会計繰入金	73,148,579
	2 特別会計繰入金	2,937,193
	3 基金繰入金	141,632
3 県債		31,473,600
	1 県債	31,473,600
歳入	合計	107,702,245

(歲 出)		
款	項	金 額
1 公 債 費		107,702,245 <sup>千円</sup>
	1 公 債 費	107,702,245
歲 出	合 計	107,702,245

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>31,473,600</p>	<p>(1)借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2)借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3)借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p>5.0以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協定 するものとする。 ただし、県財政 の都合により、 年限変更、繰 上償還又は低 利借換えす ることができる。</p>



平成25年度和歌山県立こころの医療センター事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度和歌山県立こころの医療センター事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	
精神病床	300床
(2) 年間患者数	
入院患者	89,079人
外来患者	27,254人
(3) 一日平均患者数	
入院患者	244.1人
外来患者	111.7人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		1,995,830千円
第1項 医業収益		1,661,401千円
第2項 医業外収益		334,429千円
	支	出
第1款 病院事業費用		2,251,423千円
第1項 医業費用		2,159,732千円
第2項 医業外費用		91,591千円
第3項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額10,200千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		302,639千円
第1項 企業債		42,600千円
第2項 他会計負担金		260,039千円
	支	出
第1款 資本的支出		312,839千円
第1項 建設改良費		44,568千円
第2項 企業債償還金		268,271千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、150,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,433,413千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、151,954千円と定める。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器整備事業	<p style="text-align: center;">千円</p> <p style="text-align: center;">42,600</p>	<p>(1) 借入先 政府、銀行 又はその他</p> <p>(2) 借入時期 平成25年度 ただし、事業 その他の都合 により起債額 の全部又は一 部を後年度へ 繰越して起債 することができる。</p> <p>(3) 借入方法 普通貸借又 は債券発行</p>	<p style="text-align: center;">%</p> <p style="text-align: center;">5.0以内</p> <p>(ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 公的資金につ いて利率の見 直しを行った 後においては、 当該見直し後 の利率)</p>	<p>公的資金につ いては、その融 通条件により、 銀行その他の 場合にはその 債権者と協 定するもの とする。</p> <p>ただし、企 業財政その他 の都合により 、年限変更、 繰上償還又は 低利借換え することができる。</p>



議案第15号

平成25年度和歌山県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度和歌山県工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	34箇所
(2) 年間総給水量	53,965,250m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	147,850m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業費	
小原配水管布設替工事	64,754千円
杭ノ瀬川水管橋耐震工事	10,395千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		664,568千円
第1項 営業収益		642,344千円
第2項 営業外収益		22,224千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		650,333千円
第1項 営業費用		628,639千円
第2項 営業外費用		16,693千円
第3項 特別損失		1千円
第4項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額108,110千円は、建設改良積立金28,000千円及び当年度分損益勘定留保資金80,110千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,304千円
第1項 工事負担金		1,304千円
	支	出
第1款 資本的支出		109,414千円
第1項 建設改良費		98,771千円
第2項 国庫補助金返還金		643千円
第3項 予備費		10,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

167,746千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

平成25年度和歌山県土地造成事業会計予算

(総則)

第1条 平成25年度和歌山県土地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 土地売却面積 27,846m<sup>2</sup>

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 土地造成事業収益		815,869千円
第1項 営業収益		626,432千円
第2項 営業外収益		189,437千円
	支	出
第1款 土地造成事業費用		608,261千円
第1項 営業費用		531,933千円
第2項 営業外費用		76,328千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額820,232千円は、当年度分損益勘定留保資金456,446千円及び過年度分損益勘定留保資金363,786千円で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		2,351,000千円
第1項 企業債		2,351,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		3,171,232千円
第1項 土地造成費		120,232千円
第2項 企業債償還金		3,051,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、別表のとおりと定める。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、197,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 27,694千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、157,000千円である。

平成25年2月20日提出

和歌山県知事 仁坂吉伸

別表

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円		%	
御坊工業団地 (熊野)	334,000	(1)借入先 政府、銀行 又はその他	5.0以内	<p>公的資金については、その融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。</p> <p>ただし、企業財政その他の都合により、年限変更、繰上償還又は低利借換えすることができる。</p>
御坊工業団地	507,000	(2)借入時期		
西浜工業団地	683,000	平成25年度		
日高港工業団地	827,000	ただし、事業その他の都合により起債額の全部又は一部を後年度へ繰越して起債することができる。		
		(3)借入方法 普通貸借又は債券発行		